

登校届

◎以下の太枠内を保護者がご記入ください。医師による記入・診断書は不要です。

ご記入されましたら、お子様の登校時に提出してください。

登校許可の基準は医師の判断、もしくは下記の表をごらんください。

____年____組 児童名_____

病名_____

_____医院・病院で上記の診断を受け、

____月____日(____)～____月____日(____)まで自宅療養中でしたが、

下記の出席停止の基準となる期間を満たしたので、____月____日より登校いたします。

保護者名_____

※お子様は、学校保健法に基づいて『出席停止』となっています。

この処置はお子様に十分な休養を与えることで早期に病気を治すためと、
他のお子様への感染を防ぐためのものであり、療養期間は欠席扱いとはなりません。
元気に登校されることをお待ちしております。

病名	出席停止の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 (発症した翌日から10日を経過するまではマスクの着用が推奨)
インフルエンザ	発症した翌日から5日を経過し、かつ、解熱した翌日から2日を経過するまで。
麻疹(はしか)	解熱した翌日から3日を経過するまで。
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺腫脹(はれ)が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状(発熱・咽頭痛・結膜充血など)消失した翌日から2日を経過するまで。
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能。

※その他の感染性疾患として【流行性角結膜炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅班(りんご病)・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ】などがあります。不明な点がございましたら、担任までご相談ください。